

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1026010	農地法の運用		耕作放棄農地の転売促進を促す為の、農地法の弾力的運用	耕作放棄農地を強制的に買取し、農地を再生して自給率の向上に貢献する		個人	長崎県	農林水産省
1026020	自衛隊法の運用		新自衛隊予備隊の創設	新自衛隊予備隊を創設し、平時における活動を農地再生に活用		個人	長崎県	農林水産省 防衛省
1034020	水産物の輸入の承認申請前の水産庁長官への確認手続の簡素化		中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への承認申請前の水産庁長官への確認申請において提出すべき書類のうち、当該漁法及び漁場に関する確認書、並びに当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類については、提出を不要とすること。	中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びますの輸入事業者は、輸入に際して、当該さけ及びますが母川国主義に反して不正に捕獲されたものではないことを確認するため、水産庁長官の確認を受けた上で、輸入貿易管理令第4条第1項第2号に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととされている。 当該確認手続においては5つの書類を提出することとされているが、その審査に1ヶ月程度要し、その後の承認及び通関手続を経て我が国に輸入されるまでに数ヶ月を要している。輸入されるさけ及びますの多くは一次加工のみを経た生鮮品であり、輸入までにこれだけ多くの時間がかかると、冷凍保存されていたとしても、劣化等は避けられない。中国は我が国にとって水産物の一次加工の重要な拠点の一つとなっているところ、現行手続はその積極的活用の大きな障害となっている。 また、現状において、輸入されるさけ及びますのほとんどは養殖されたものであって不正に捕獲された可能性は極めて低く、原産地の公的機関が発行する原産地証明等によりその事実を確認すれば足りると考えられるところ、現行手続は輸入事業者に無用な負担を強いるものであると考えられる。加えて、こうした手続により輸入に時間を要することにより、世界的に食料の需給が逼迫している状況にあって、輸入先の多様化等を通じた、安定的な食料供給の確保等、国民の食生活の安定にも支障が生じるものと考えられる。		(株)三井物産戦略研究所	東京都	農林水産省 経済産業省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1040010	森林法における開発行為に対する都 道府県知事許可基準の緩和(解除)		森林法における開発行為は、都道府県知事の許 可をむねとしているが、許可権限の数量規制を 特区内のみ緩和(解除)していただきたい。	<p>①弊社は、大竹市に一筆で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(畑50万㎡、果樹園50万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物・木造平家建約30坪、畑約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地は約500㎡/1住居とし、全体で約30万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所等も同山林内に現在建築中であり、同地域に一つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より搬出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外に搬出しない。③現在、バイオマススタウン構想に取り組むべく(社)日本有機資源協会と協議中であり、今年中に基本計画案を大竹市に提出する。同バイオマススタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。</p> <p>上記事業は、森林法における開発行為にあたり、都道府県知事の許可を要する。しかし、この許可を現行制度に沿って取得しようとする場合、林地開発許可申請の手続きに時間と費用(設計費3000万円程度)を要し、さらに本事業規模の大きさが事業実施の大きな障害となっている。本事業は日本の食料自給率アップに寄与するものであり、また、山林を開墾し農園と住宅を造り、人を集め、村を興し、農業従事者の育成、雇用創出、拡大にも必ず貢献できる計画である。</p>	大型農園開墾特区	ランドクリエイイト株式会 社、アグロフォレストリ 弥栄株式会社	広島県	農林水産省
1044010	中山間地域総合整備事業により整備 した施設の目的外使用		中山間地域総合整備事業により整備した農業・ 農村の活性化を図るための活性化施設「長崎市 琴海活性化センター(四季彩館)」を利用目的外 である、農産物等の常設販売について認めてい ていただきたい。	<p>本地域は、大村湾に面して西彼杵半島の基部から東部にかけて位置し、大村湾と緑なす山々に抱かれた自然に恵まれた環境にあり、長浦すいかやハウスみかん、アスパラガス栽培など、農業を主要産業としている。</p> <p>琴海活性化センター「四季彩館」は、平成9年に旧琴海町が設置した「琴海農業農村活性化推進協議会」にて活用方針などについて協議がなされ、活性化センター内に直売所を備えた複合的な施設として当初計画がなされていたが、平成13年に中山間地域総合整備事業実施要綱の改正により実現することが出来ず、本地域の農業者を中心とした研修、会合の施設として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。</p> <p>オープン当初より一定の利用者はあるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法がないまま、平成18年1月に長崎市との合併がなされ、新長崎市において「長崎市第三次総合計画」に当該地域を「農業生産基盤の維持と確保による収益性の高い農業の振興」、「農水産物の生産者と消費者の交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道206号の中間地点に位置することから、琴海地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。</p> <p>さらに、平成19年4月に地域住民、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。</p>	長崎市	長崎市	長崎県	財務省 農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1057010	公共牧場植林転用特区		公共牧場の牧草地への植林について、農地法第4条に規定される農地転用規制を緩和する措置を講じる。	<p>【現状】 北海道内一部の公共牧場は、畜産農家戸数の減少等により、経営の休止や縮小を余儀なくされている。このため、これらの牧場が所有する農地の中には、耕作放棄地も見られることから、今後、農地の効率的な利用が懸念される。</p> <p>【課題】 公共牧場の所有する農地が耕作放棄地化することは好ましいことではないが、地域によっては、気象条件等により牧草以外に作付けできない農地も多く存在していることから、耕作放棄地化はやむを得ない状況となっている。こうした農地をもつ公共牧場では、耕作放棄地拡大を抑制し、農地を保全するための一手法として植林を検討している。しかしながら、公共牧場内草地は農地法上、1種農地に該当するため、同法第4条の規制により植林を断念せざるを得ない状況にある。</p> <p>【提案】 気象条件等により牧草以外作付けできず耕作放棄地化している公共牧場所有の農地を農地として保全するため植林転用する場合に限り、1種農地であっても、農地法第4条の農地転用規制を緩和する措置を講じる。</p> <p>【効果】 植林は、農地を区分することにより、効率的な肥培管理を助長し、農地を保全するとともに、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素吸収効果による地球環境を保全する。</p>		北海道上川支庁	北海道	農林水産省
1059040	・NPO法人による農業生産法人設立の緩和		・日本政策金融公庫(農林水産事業)のL資金の活用を可能とする規制緩和。	<p>【提案理由】 ・NPOによる農業生産法人を設立し、介護・福祉事業での雇用の場としての自立支援を提供する。 ・微生物農法とITを活用した施設園芸により、低農薬でエグミの無い野菜を供給。 ・食料自給率向上を図る。</p> <p>【措置】 ・上記目的のNPO法人への農業生産法人を認める事で、日本政策金融公庫(農林水産事業)のL資金の活用を可能とし、事業と雇用の安定化を図る事を可能とする。</p>	地域活性化モデル事業	(株)ダブルコン	高知県	農林水産省
1059050	・NPO法人による森林整備事業の緩和		・NPO法人による森林整備事業を行う場合、森林組合と同じ間伐等定額助成を適用できる措置。	<p>【提案理由】 ・NPO法人による森林整備事業創造によって、介護・福祉事業における雇用の場としての自立支援を提供する。 ・森林整備によるCO2削減を図る。</p> <p>【措置】 ・上記目的のNPO法人への森林整備事業や丸太加工事業を認める事で、森林事業組合と同等の助成金の適用と活用によって森林事業と雇用の安定化を図る。</p>	地域活性化モデル事業	(株)ダブルコン	高知県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1060010	かんがい用水の畜産用水への利用		<p>現行法では、流水の占有許可は、「特定目的のために河川の流水を排他的・継続的に使用する場合」にのみ認められており、かんがい目的で許可された流水を他の目的には使用することはできないとされている。</p> <p>このため、かんがい用水の一部について、かんがい用水の需要が発生するまでの間、畜産用水への暫定利用を可能とし、畜産経営の安定化を目指すものである。</p>	<p>かんがい事業は、国営事業や地方公共団体が実施する関連事業が完了して初めて水利用が可能となり、更に、事業計画に位置付けられた営農が定着して、100%計画どおりの水利用がされるという特徴を持っている。このため、水利権取得から計画どおりの需要が発生するまでに一定の期間が生じることから、現下の厳しい畜産経営の安定対策と限りある資源である水の有効利用の観点から、この期間暫定的に畜産用水としての利用を可能とする。</p> <p>具体的には、①宮崎・鹿児島両県で実施されている国営の畑地かんがい事業地区のみを対象に、②かんがい用水を減量して新たな水利権を取得するという手法は取らず、暫定的に畜産用水への利用を可能とし(その際、畜産用水の利用量がかんがい未利用分の範囲内である確認は、何らかの簡素な形で行う事が前提)、③畜産用水の利用に係る申請は、関連事業が進み、水利用が可能となった区域から順次行い、④その際の申請資料の簡素化を可能とするものである。</p> <p>なお、本提案メニューが承認され、具体的特区計画を申請する段階においては、既得の権利者であるかんがい用水の利用者に支障を与えないように、計画の内容に、例えば、水量の管理・報告、計画基準年以上の渇水時における畜産用水の取水停止、かんがい不足が生じた場合は、現在利用している水源を利用することなどを定め、ルールに従った取水の徹底化を図る。</p>		宮崎県、鹿児島県	宮崎県、鹿児島県	農林水産省 国土交通省
1060020	<p>(地域再生計画の支援措置メニューの拡充)</p> <p>農林水産関係補助対象施設の有効活用</p> <p>関連支援措置メニュー「A1001 4-9 農林水産関係補助対象施設の有効活用」の拡充</p>		<p>既存の支援措置メニューにおいては、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って「需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設」を有効活用するものとなっているが、これを農林水産関係補助対象施設の未利用空間を有効活用するものと拡充する。</p>	<p>別途提案する、「かんがい用水の畜産用水への利用」(構造改革特区のメニュー提案)に併せて、本提案を活用し、地域の活性化を一層効果的に行うことをねらいとする。</p> <p>施設の未利用空間を有効活用するという発想は、国交省所管の支援措置メニュー「4-10 下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化【A1201】」の中にあり、補助対象施設の未利用空間の有効活用を図る内容の支援措置のメニューとして認められている。今回の提案は、農林水産省関係補助対象施設についてもこの考え方を採り入れ、地域活性化を図るものである。</p> <p>かんがい施設の施設容量はピーク時の水量を元に設計されていることから、かんがい施設の最大通水可能量と実際の通水量には差があり、関連事業が進み、100%計画どおりの水利用が可能となったブロックにおいても、その差部分は施設の未利用空間として利用可能である。本提案は、この未利用空間の有効活用を図り、南九州地域の畜産経営安定化に資するものである。</p> <p>なお、有効活用を図る国庫補助対象施設については、本来求められる補助金相当額の国庫納付を免除し、併せて手続きの簡素化も図り、畜産農家の経営安定対策に資するものとする。</p> <p>近年の畜産経営状況を見ると、配合飼料価格は2年前に比べ約1万円も高値であることから畜産農家の経営を圧迫しており、また、子牛価格や枝肉価格の低迷により畜産農家は危機的な状況に陥っている。このような中、構造改革特区による安価な水利用等の実現と、地域再生支援措置による施設の目的外使用の際の補助金返還免除を同時に行うとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、南九州地域の畜産経営の安定化を図る必要がある。</p>		宮崎県、鹿児島県	宮崎県、鹿児島県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1062010	世界水準の高度な獣医学教育を行う 大学獣医学部の設置の許可		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、 短期大学、高等専門学校等の設置の際の入 学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の 定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備事業により整備した宅地に、学校法人 が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、 四国や西日本の高校生の教育機会を高めるとともに、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解 消し、大学を核とした地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、日本獣医師会などから産業動物分 野、公衆衛生分野、小動物臨床分野の獣医学教育の改善が課題と指摘されている。このため、こうした 課題に対応する世界水準の教育課程や教員配置を行う高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置 するための規制緩和を行う特区の設置を提案する。米国では獣医職を人材養成の中心課題とし、連邦 獣医学施設の抜本的拡充が図られているが、わが国ではペット産業の隆盛が産業動物分野、公衆衛 生、食品衛生、動物検査などへの人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。現在全国 930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、箱根以西でも195人しかいない。 特に、四国には1つも獣医学部がないことから、卒業研修機関もない。一方、家畜衛生や公衆衛生分野 を担う自治体に勤務する獣医師不足は危機的状況にある。このため、特区で獣医学部を設置し、四国 の学生の進学数の増加を図り、学生募集の地域枠の設定や卒業生の四国への従事を奨励することなど により、農林水産省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師の供給の不 足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消、新興の動物の伝染病等に迅速かつ専 門的な対応が可能になり、動物医療の推進や高次医療の展開に貢献できる。</p>		今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1065010	農地法3条の許可要件の条件付緩和		<p>①農地法による通作距離を条件付きで撤廃 ②農地法による農作業の常時従事日数を条件 付きで50日に緩和 ③農地法による下限面積を条件付きで撤廃し、 上限面積を設ける。 (貸付面積を最大で10a未満にする)</p> <p>農地法で規定されている、権利を取得しようとす る者の通作距離の撤廃、耕作に必要な農作業の 従事要件の緩和、下限面積を撤廃し上限面積の 設定等を、農業委員会や町が指定した耕作放棄 地等の農地につき、条件付で撤廃や緩和をす る。</p>	<p>担い手等にとって生産性が低く、利用効率が悪いために敬遠されてしまう農地(10a未満)を、 那須町に住所を有する非農家及び別荘所有者を対象に、農業委員会が仲介に入り、条件付き で農地の賃借を可能にする。それらの耕作放棄地及び耕作放棄地予備軍の農地を、農地とし て有効利用し耕作放棄地の解消を図り、またそこから農業を本格的に始めたい人を育成し、新 規就農の足がかりを作る。</p> <p>条件： ①市町村又は農業委員会が指定した土地(耕作放棄等) ②那須町に住所を有するか別荘を 持っている方 ③別荘所有者は、那須町在住の保証人(管理人)をつける ④面積10a未満の 農地※10a以上の耕作を希望の場合、新規就農を進める。 ⑤最低3年～5年間は農地として 利用 ⑥荒れていたとしても、借受者自らが農地へ復元する</p> <p>提案理由： 那須町は中山間地で10a以下の農地(合計19,758筆・758ha)が多く存在する。また、日本 有数の別荘地(9,545棟)でもあります。団塊の世代が那須への永住を望む人も多く、小規模 な農業をやってみたいと言う相談を数多く受けます。また、農業を通し地域とのコミュニケーシ ョンを図ったり、別荘の方も農家の人との交流や、那須に来る回数が増えると思われそれらに伴 う経済効果も上がると考えられます。</p>		那須町農業委員会	栃木県	農林水産省

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1067010	松食い虫対策彼岸花特区		現状の松食い虫対策として、薬剤散布、樹幹注入等を実施しているが、市販されている松食い虫防除薬剤は高価であり、継続しなければその効果を維持することが出来ない。そこで、安価で入手しやすい彼岸花球根の圧搾液を樹幹注入して、松枯れ防止対策を行うが、現行法では農薬扱いとなる為、膨大な農薬試験数とその為の多大なコストがかかるという事から、農薬法の枠組みに捕らわれない彼岸花球根によるローコストでの松食い虫対策に特区として活用していきたい。	松食い虫対策に係るコストは、薬剤による予防の他に、松食い虫で枯れた木の伐採、運搬、焼却処分等の費用も係るため、各自自治体の財政的な負担が多大にかかっているのが現状である。そこで、彼岸花球根に含まれている成分「リコリン」※で、松食い虫「マツノサイセンチュウ」の防除を行うという起案から、秋田大学工学資源学部生命化学科濱田研究室協力の元、「リコリン」が「マツノサイセンチュウ」に殺虫効果があることが実証され、実際に松の木に彼岸花球根圧搾液とマツノサイセンチュウを樹幹注入した実験も行い、効果がある事が実証された。 ※リコリン：彼岸花球根内に含まれているアルカロイド系の有毒成分。 提案理由：松食い虫対策において市販薬剤使用と彼岸花球根圧搾液使用をコストと比較すると、彼岸花球根圧搾液使用では市販薬剤使用の10分の1～20分の1となり、低費用効果により松食い虫松枯れ防止対策が活発に進められる。また、膨大な松食い虫対策の本数を賄うための原料となる彼岸花球根の供給については、農家の協力を得、休耕地等を有効利用して栽培をし、副収入による農業活性化を図ることができる。 代替措置：彼岸花球根圧搾液を売買する場合は、秋田県が認定する「彼岸花球根液管理取扱者」と称した管理責任者が購入後責任を持って使用・管理する。秋田県から依頼された販売先が技術講習会を開催し、その講習を受講した者が取り扱い認定者として資格を得るシステム作りを整え、リコリン取り扱いの安全面を確保する。		能代市消防団幹部松食い虫防止対策協議会	秋田県	農林水産省
1071060	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。		農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されており、県においても厳格な運用を行っている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。171回通常国会に提出された農地法の一部を改正する法律案にあるとおり、農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は都道府県知事に対し農地転用許可事務の適切な執行を求めればよく、農地転用に係る国の許可権限の都道府県への委譲及び国との協議の廃止については、地方分権改革推進委員会の第1次勧告とおりの実施が可能と考える。		兵庫県	兵庫県	農林水産省
1072010	農振農用地除外申請、開発許可手続きの簡素化		地域住民の福祉に資する施設を建設する場合において、農振農用地区域からの除外申請及び開発許可の手続きの簡素化を求める。	朝倉郡築前町周辺は過去にパイロット事業の実施等により農業従事者が多い地域であるため、地元高齢者は月額15万円程必要な福祉施設への入所は不可能である。 そのため、当会が農業後継者が存在しない等による荒廃農地及び隣接する町所有地を一体的に取得し、地元高齢者が国民年金程度で入居可能な低額な高齢者専用住宅(100名規模)を中心に運動公園、カルチャーセンター、デイサービス、レストラン等を配し、入居者と地域住民の健康で文化的な生活を提案することにより、高齢者への安心安全な住居の提供と地産地消の推進や地域雇用を創出し、地域の活性化を目指す複合施設を構築する。なお、近隣に当会の介護老人保健施設があるため、協力が得られ福祉の充実が図られるものと考えている。具体的には次のとおりである。 1.建設等のインシャルコストを抑える為、農振農用地区域からの除外申請や開発許可等の手続きについては外注せず独自で行う。 2.地域の農産物を直接仕入れ、さらにカット野菜(規格外も含む)に加工後に配送し、当該計画施設で使用する。また、地元の野菜を使用した自然食レストランでメタボ予防食等を提案する(生産性の向上と配送、調理の手間、不要部分の廃棄費用等の軽減)。 3.居室を4人部屋にすることでインシャル／ランニングコストの削減を図り低価格の入居費を実現する。 【提案理由】 3年前より農振農用地区域からの除外の他、開発許可の手続きを進めているが、町役場における人事異動や追加で資料が請求され許可が下りていない状況であるため。	築前町 梨木城 土地再活用計画	社会福祉法人 寿泉会	福岡県	農林水産省